

■第8回 介護保険運営協議会の記録

日 時：平成29年11月14日（火）14時～17時

場 所：宝塚市役所 特別会議室

出席者：大和委員、横山委員、小田中委員、神谷委員、福本委員、後藤委員、繁田委員、杉浦委員、塚本委員、曾我委員、佐藤（雅）委員

次 第：1 開会

2 協議事項

- （1）介護給付等対象サービスの給付量及び給付費推計（案）について
- （2）第7期介護保険事業計画の介護保険料設定（案）について
- （3）高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）について

3 報告事項

- （1）今後のスケジュールについて
- （2）前回の議事について

4 その他

会議の経過

○配布資料の確認

○10名出席につき会は成立、傍聴0

（会 長）

- ・では次第に従い進めていきたい。事務局より説明を。

○事務局より介護給付等対象サービスの給付量及び給付費推計（案）について資料説明

（委 員）

- ・20ページ、通所介護についてだが、介護報酬引き下げが既定路線とのことで、引き下げがされてもサービス提供量により採算を凶ろうとすることが想定されるので給付量が増えると思われとあるが、この書きぶりでは利用者数は施設側がコントロールしていると読めるがその通りでいいのか。需給の関係としては理解できるが、この書き方ではサービス量は施設が決定していると見えてしまうがどうか。
- ・提示されたすべての数字は介護報酬改定の動向を勘案するとなっているが、今後介護報酬が引き上がった場合は今度は自己負担額が上がると思うが、自己負担がきついで利用が減らそうという動きになると思う。引き上げ度合いが出てきた際に数量や日数、回数の増減についてはどう考えて進めて行くのか。

（事務局）

- ・通所介護の報酬単価については、そもそもサービスの供給量というのは冷めた見方をすれば事業者が採算ベースで供給量を決めているというのが現実だ。サービスの供給量が増えれば当然利用量も増えて行くという関係になるだろう。事業者が供給量を増やせば単価が下がっているのであれば使いやすいということになるし、そうした状態であれば給付量と

しては大きく変わらず自然増のままだと考えている。計画でコントロールできるかという
と、報酬は市として関与できない国の施策であるため、事業者の採算による行動による
ところとなる。

- ・ 次の利用量の増減によって利用者の行動が変わってくるという点についても理屈としては
理解できるが、従来、介護報酬が上がった際の経験則でいえば、資料2の1ページにある
ように改定率が2期から7期までであるが、4と6期は増改定になっている。しかし、この
時期に利用にブレーキがかかったかということ、上段の伸び率を見ればわかるように減るこ
とはなく増加したままとなっており、1割負担の増減によって利用率に影響は少ないと考
えている。

(委員)

- ・ やはり、サービス量は事業者が決めるというのは少しおかしいと感じる。市民からサー
ビスを利用する場合は必要だから頼むのであり、事業者から押し売りされてもサービスは使
いたくないものだろう。もし市が実際それを認識しているのであれば指導していただかな
ければならないのではないか。

(会長)

- ・ 現象がそうであったとしても文言として20ページ部分のようなものを計画に入れるのはい
かがなものかということだろう。元来サービスはニーズから出て来るものであり、利用者
が使うかどうかはケアマネジャーが相談の上プランに盛り込んでいくのであり、必要な
ければ単価や事業者の採算如何には関わらない話だ。計画書には入れるべきではない表現
だろう。

(事務局)

- ・ 行動原理としては事実だろうと思われるが、表現としてはまずかった点をお詫びしたい。

(委員)

- ・ サービス利用は利用者が直接でなくケアマネがプランを組む以上、ケアマネがそういう動
きをするということか。もっと使えますよと利用者には干渉するような動きになるという解
釈でいいのか。

(事務局)

- ・ そうなるが、不適切な動きであるといえる。1号被保険者あたりの給付費を阪神圏で調べ
たことがあるが、比較すると市によって違うという現実がある。合理的にそうなっている
というより、経済原理でそうした差ができていくという現実があるのは確かだ。

(会長)

- ・ 経済原理が動くのは理解できるが、これは介護保険の計画なのでやはりそのような読み方
ではなく進めていただきたい。また、不適切であれば指導をという立場でお願いしたい。

(委員)

- ・ 事業者としては居宅事業所からサービスどうですかという話があるので、問い合わせがく
ればサービスの説明はするが、われわれ事業者側から直接利用者に働きかけることはない。
- ・ 確かに全国の特養の赤字率が3~4割出てきており、各施設長は稼働率は考えながら経営
しなければ職員の給料等も安定して出せなくなるので、そこは考えた経営はしていくもの
だが、ケアマネと施設、利用者で相談しながらニーズに合った形で対応していくことにな

る。

(会 長)

- ・ケアマネはニーズを見てアセスメントしていくのが基本なので、計画書にはこの文言は問題あるだろう。そうした動きがあることは否めないとしても、本来はあってはならないことだ。

(委 員)

- ・給付費の推計は非常に難しいと思うし、これまで6回の経験からこのような出し方にするのが望ましいと市は判断しているのだろうし見る限りおかしいとは思わない。ただ、若干こういう見方でいいのか疑問な部分がある。
- ・施設サービス、特養3ページだが、31と32年で2億以上増えている。32年に80人の特養をつくることになっており当然給付費は増えるだろう。しかし、これまでの市の経験から32年に80人増えれば、32年から即給付費が増えるか疑問だ。大概、32年の年度末につくられ入居し、翌年から給付費が増えるのではないか。地域密着の小規模多機能居宅介護にも同様のことがいえるのではないか。
- ・また、計画しても応募してくるものなのか。小規模多機能に進出する事業者が本当にこの年度に出て来るのか。これまでの経験がある市に委ねるしかないと思うが、これまで推計値と実績値で乖離がどこで起こっているか分かればうかがいたい。

(事務局)

- ・特養については3ページで80増えているが、特養はある程度具体的に計画がまとまっていれば6か月分で計算するなどできるが、現時点では32年につくるといふことしか計画が決まっておらずいつできるか未定であるため、その際には従来から4月にできる計算で算出しているものだ。
- ・公募しても出て来るかについては頭の痛い点で、従来から小規模多機能や特養を給付費は計上していたが、公募しても出て来ず保険料が余ってしまった経緯がある。従来からの反省に基づき、地域密着であれば参入しやすいように圏域枠を緩和するなど、より事業計画を立てられるよう考えている。
- ・乖離については、今の説明にあるように典型的なのは応募がないので給付費が浮いたというようなケースだ。

(委 員)

- ・推計値と実績値と乖離が出てきた際、推計値が高くて実績が下がっている場合は収入の方が多くなるので介護保険財政からみると好転しているとみていいのか。

(事務局)

- ・結果としていえばそうだ、黒字になるということだ。

(委 員)

- ・推計は難しいと思うが意見も参考にしまだ見直す余地はあると思うので精査をお願いしたい。

(委 員)

- ・小規模多機能を4、看護小規模を2、7期につくるといふことでいいのか。6期で計画していた特養を7期に回すといふことでいいのか。

(事務局)

- ・ 6期では2施設の58計画していたが、結局公募に載ってこないのが大規模特養かつ多床室で80という計画にしているものだ。

(委員)

- ・ では余ったお金を充填できないのか。

(事務局)

- ・ 基金として繰り越して保険料の上昇抑止に使うことになるが、これは次回議論いただく予定だ。

(会長)

- ・ 他に意見がなければ示された案でよいだろうか。

○一同了承

(会長)

- ・ では次の案件に移りたい。

○事務局より第7期介護保険事業計画の介護保険料設定(案)について資料説明

(会長)

- ・ 何か意見や質問はあるだろうか。6期と同じようにするか、厳しい層の段階を軽減し14段階の人に少し負担をお願いするかという案だが。

(委員)

- ・ 案2でいいと思う。収入に占める負担感というのはやはり大きいと思うし、アンケート上からもうかがえるのであれば、案2でいいのではないかと。ただ、説明のなかで3ページに6期計画において上昇額が宝塚市がトップとあるが、その原因は説明のあった5期で県から借りたお金の返済分が乗っているとのことだが、本日配布の決算書37ページでは歳出で基金積み立てとして4億ほど積み立てている。市のホームページには27年の決算が出ているが1億8千万ほど積み立てている。26年はどうだったのか。5期と6期でえらく変わってきており、これをどのように市民に負担を求めていくのか。試算の金額ではすべてを使い果たして残りを市民に求める形なのか、それとも基金は将来のために残してないものとして市民に求めるのかどうか。

(事務局)

- ・ 6期の終了間際にお金が足りないということで県に借り入れするために書いた見込んだ給付費と実際の決算額で乖離があり、実際はそれほど借りなくても済む額だったため、多く借り入れたので基金として積み立てた背景がある。
- ・ 7期の基金については、今年度の決算がまだ出ていないことや、介護報酬の改定があったため足りない可能性がある。基金をどこまで活用できるか見極めた上で運営協議会で諮っていただくつもりだ。

(委員)

- ・ 今日提示されているのは基金を残したまま設定した保険料か。

(事務局)

・まったく投入していない。

(委員)

・1月の最終案では決算も示され精度はもっと上がると思うので精査し、またこの委員会で諮るということでもいいのか。

(事務局)

・その予定だ。

(会長)

・基金をどの程度入れるかもそのころに議論することになるだろう。

(委員)

・2ページの5、6期部分に、公費投入による軽減後とあるが、この公費というのは特別会計なのか一般会計なのか。また、今後このような外からくるお金による軽減がある程度期待できるのか。

(事務局)

・公費投入は一般会計からの繰り出しで、国庫半分、4分の1が県、残り4分の1が市となり、全国的に国の規定によりものだ。

・7期も消費税が最初に10%に上がるということで低所得者が生活に困るので、国が低所得者には軽減のため従来なかった税金を投入するという予定だったが、結局2回増税が延期され財源がなくなったものの、国は予定通り実施することだったものがこの部分だ。

7期においても国は行うとのことなので、少なくとも来年度は軽減継続するのではないかと判断しこのようにしている。

・31年の10月に増税の予定とされているので、実現した場合国の元来の政策通り1～3段階まで軽減の幅を大きくし、値下げの実行があるのではないかと考えている。

(委員)

・公費投入は国が決めた施策ということだが、4段階は一番被保険者数の多い部分なので、ここの減免に介護保険の枠外の一般会計から導入することは難しいのか。そうした予定はないのか。

(事務局)

・一般会計よりの繰り入れは厚労省からきつく禁じられているため考えていない。

(会長)

・案1と2、どちらがよいか、他に意見はないか。

(委員)

・6期が高いのは借金返済分というのは分かったが、それがなくなってもこれだけの額を負担しなければ介護保険の維持は難しいのか。

(事務局)

・基金もあるが、資料4の52ページにあるように給付費と介護保険料は表裏一体であり、資料3の3ページの給費日の伸びとほぼ同じ反映となっていることが分かる。保険料が高い原因は基金云々もあるが、基本的には給付費が高齢者人口に比例して多いことに尽きる。

(会長)

・案2への意見をいただいたことと、市も案2を推しているようなので案2でいいだろうか。

○一同了承

(会 長)

- ・では次の案件へ。

○事務局より高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）について資料説明

(委 員)

- ・63ページ、介護保険料やサービス内容水準は現状程度がよいという人が多くみられるというのは、事業者は市の努力により6期の介護の状況が認められたよい結果であると思うのでこれまでの取り組みが正しかったといえると思う。64ページも見ると、サービス料と保険料負担を合わせて現状の程度で満足しているという結果だと思う。
- ・7期に向けて、介護サービスを特段拡充するものではないまま、現状維持という方向性だと思うが、しかし、そのなかで保険料は前回より上がることになる。市としては、6期から7期への保険料改定は現状維持という説明をするのか。それとも、現状を維持するためには保険料の増加を免れないというスタンスで説明するのか。

(事務局)

- ・介護サービスについては高齢者人口の自然増分しか見ていないので、それに見合った保険料の算出を行っているため、介護サービスが自然増することに見合った保険料であると考えている。

(委 員)

- ・57ページ、特別養護老人ホームへの入居意向が減少していることを踏まえとあるが、26年と29年の差がそうになっていることを指していると思うが、この時期は要介護3以上しか申し込みできなくなってきたことを考慮してのことなのか。

(事務局)

- ・制度が変わり特養は緊急性が高い要介護3以上となり対象となる人は減ったが、要介護1～2の人も従前は申し込みはできたが実際申し込んだ後に入所したかは不明な部分がある。また、いつ入所したいかという別の調査と掛け合わせると、入所申し込み者はすぐに入りたいという意向がうかがえる結果が出ていることなどから、制度の影響よりもニーズとして本当に必要なすぐに入りたい人が減っている傾向があることがうかがえるため、沢山整備することは考えていない。
- ・また、在宅の場合はそこに住みたいという意向が見て取れるため、本人と家族ではまた意向が違うとは思いますが、本人の希望に添って行くのが今の地域包括ケアを推進していくために必要であると考え整備数は検討している。

(委 員)

- ・すぐに入りたいと回答しているのは本人なのか。

(事務局)

- ・回答者はどちらでもあり得るが、すぐに入りたいという結果だ。

(委 員)

- ・家族か本人かの傾向が出ているのではないかと。今は申し込みもできなくなりました。

(事務局)

- ・申し込みできなくなった訳ではなく、原則3以上だがコーディネートマニュアルで一定の基準で判断される。

(委員)

- ・あと、最近では高齢者も電動車椅子を利用している人が多いが、道がかまぼこ状であったり歩道が急になくなる場所があるので、こうした面も外出を阻害している要因ではないか。

(事務局)

- ・施策においても若干ふれているようにバリアフリーや道路の整備についてもそうした点をふまえていきたい。

(委員)

- ・パブリックコメントまでの日程が迫っているが気になった点として、宝塚市は人口の半分くらいが山手の坂道に住んでいるため移動手段を考える必要があるという意見も出ているようだが、やはり今現在住んでいる場所にいつまでも住めるような環境をつくるのが理想ではないか。それを根底において行政が何をすべきか考えなければ、宝塚市が衰退してしまう。
- ・山手などではまちづくり協議会の福祉部会や自治会でNPOや生活支援グループが出来上がりつつあり、病院や買い物への移動支援をしているグループが多く出てきている。これを支援していく必要があるのではないか。地域特性を正確に把握し、計画のなかに落とし込む必要があるのではないか。社協ではそうしたことも考え、小学校区単位でのまちづくり計画をもう一度つくりなおそうとしているので、地域包括ケア推進プランとなるのであればふまえていただきたい。
- ・エイジフレンドリーシティ計画が上位計画にあるはずだが、計画内にほとんど出てこない。エイジフレンドリー行動計画策定後初の介護保険事業計画なのだから、エイジフレンドリー行動計画でうたっているものを記述すべきではないか。
- ・重点取組、77ページ、パブリックコメントまでにもう少しここを精査し漏れているものがないか確認をお願いしたい。

(事務局)

- ・重点取組については専門委員会でも意見をいただいているので検討したい。

(委員)

- ・78ページ、市民後見人の活動支援とあるが、後見人は沢山いるのか。

(事務局)

- ・市民後見人の養成はずっと進めてきており、現在3人ほど登録してもいいという人がいる状態で、今年度ようやく1号が誕生する。
- ・現在、市民後見人といっても監督後見を付けなければいけないため、これについては社協に後方支援に関わっていただくことになっている。

(委員)

- ・市としてはもっと増やしたいのか。

(事務局)

- ・国の議員立法で成年後見利用促進法が施行され、養成も含めて利用支援がうたわれており、

法整備もされたので権利擁護の推進に向けて進めていきたいと考えている。

(委員)

・何人ほどを考えているのか。

(事務局)

・現在後見人は弁護士や司法書士などが行っており、市民後見人は研修は受けているが専門職より処遇困難ではないものから調整しながらお願いしたいと考えているが、具体的な人数はまだ考えていない。

(会長)

・では4章以降の説明を。

○引き続き資料説明

(委員)

- ・4章の施策のイメージだが、1～3章が昔でいうところの福祉計画で、4章以降が事業計画という理解でいいのか。ひとつの包括ケアプランという計画として見た場合どう解釈すればいいのか。
- ・1～3は取り組みますということが書かれているが、4で給付費の見込みがいきなり出て来ることに違和感がある。また、取り組むという視点で見れば、最初に出て来るのが94ページの配食サービスを終了しますという内容になってしまい、一番いいことがこれになってしまうのではないかと。示し方の問題ではあるが、4章の(1)だけがいきなり見込み量と資料のよう何故出て来るのか分かりづらい。

(事務局)

・国の方で決まっている報酬は単一的なので市としては見込むしか方法がなく、強いて言うなら特養を制限し在宅サービスへ誘導していきます等のことであれば市の政策として記載はできると思う。

(委員)

・そうしていくという方向性をここで先に書いてはどうか。推計値が先に出て来るのが分かりにくい。

(事務局)

・もともと充実というタイトルなので、今回在宅系の充実ということで定期巡回、小規模多機能などを充実していく方向性が基盤整備にもあがっているもので、それをふまえた方向性が分かるように表現の位置など組み替えたい。

(委員)

・安心キットの配布事業があったと思うが、これの見直しは行っているのか。高齢者に配布した後、その後変更があったことなどについて更新が行われていない実態があるのではないかと。誰か案内などしていないのか。

(委員)

・行っていない。最初の情報のままだ。新規への追加配布はあるが更新が行われておらず、亡くなった方の分を回収も行っていない。

(事務局)

- ・安心キットは一方通行になってしまっているのが従来から課題だ。担当課とまだ調整はできていないが、災害時要援護者支援制度のなかで安心キットを活用できないかという内部での意見も出ているので、今後の使い方を検討をしたいと思う。

(会 長)

- ・課題として認識できているのであれば、順次取り組みを考えていていただきたい。

(委 員)

- ・ちなみに安心キットは医師会でも配布している。実際に活用され消防が出動した事例もある。

(会 長)

- ・活用もされているのであればぜひ今後の検討に期待したい。
- ・パブリックコメントまで時間がないが、修正できる部分に限りは会長一任ということではないだろうか。

○一同了承

(会 長)

- ・それでは報告事項に移りたい。

○事務局より各報告事項を連絡

(会 長)

- ・最後に何か意見はあるだろうか、なければ以上としたい。

(以上)